

令和3年度 しまね環境保全活動助成金募集

しまね環境保全活動助成金は、島根の豊かな自然環境や、かけがえのない地球環境を次世代へと引き継ぐために主体的に活動するみなさんを支援する制度です。

募集期間

令和2年11月1日～12月25日

対象の活動期間

令和3年4月1日～令和4年2月末日

■対象となる団体

環境保全を目的に、営利を目的としない活動を行う以下のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- 民間非営利団体(NPO法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、任意団体等)
- 10人以上の会員を有する団体
- 団体の代表者が明らかで、定款や寄付行為、また規約が定まっている団体
- 島根県内に活動の本拠地があり、県内で活動を行う団体
- 金融機関に団体名義の口座があり、確実な経理処理ができること
- 未成年者のみで構成された団体でないこと
- 政治活動、宗教活動を目的とせず、反社会的勢力とも関わりがないこと

対象となる活動の要件

助成対象となる活動は、以下をすべて含む活動でなければなりません。

- 自らが活動の主体となる実践的な活動
- 普及啓発を伴う活動
- 広く多くの人々に利益をもたらす活動
- 新たな活動、改善された継続的な活動
- 継続性や発展性のある活動

■対象となる活動

自然とのふれあいの推進

- 自然保護活動、自然観察会などの企画・実施

生物多様性の確保

- 野生動植物や生態系の保全を目的とする活動

水環境の保全

- 家庭、地域における水環境保全の取り組み

森林、農地、漁場の保全と活用

- 森林づくりや里山、里海の保全、海岸や水辺の清掃、景観保全等の活動
- 環境イベントや自然体験を通じ、森林、農地、海辺の保全を呼びかける活動

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の主要因のCO₂削減につながる活動
- 日常生活の省エネルギーの徹底(電気・ガス・灯油水道等の使用量削減、エコドライブの普及など)
- 身近な再生可能エネルギーを活用する生活スタイルの提案、普及など

環境への負荷の少ない循環型社会の推進

- ゴミの排出抑制、再使用、再生利用の実践

環境教育・環境学習の推進

- 水や緑など自然環境と積極的にふれあい、子どもたちの中に環境を守り育てる心を育てる活動
- 環境保全につながる「生活の知恵」を年輩者が若年者に伝える取り組み

申請する事業は 事前にご相談下さい。

ご相談受付

<平 日> 月曜日～金曜日
9:00～17:00

TEL : 0852-67-3262
FAX : 0852-67-3787

メール : kadowaki@nature-sanbe.jp (担当:門脇)

対象団体	民間非営利団体 NPO法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、 法人格を有しない任意団体やグループ等	
助成金額	5万円以上80万円以内	
助成率	対象となる活動費の2／3以内 (千円未満は切り捨て)	
助成の対象となる経費	法人格を有しない任意団体やグループ	NPO法人、公益法人、一般財団法人 一般社団法人
	①諸謝金 ②旅費交通費 ③消耗品費 ④賃借料 ⑤通信運搬費 ⑥印刷費 ⑦保険料 ⑧委託費 対象となる活動費の1／3以内 ⑧委託費 ⑨臨時雇賃金 } ⑧⑨の合計は対象となる経費の1／3以内	
活動期間	令和3年4月1日～令和4年2月末日	
申請回数	同じ活動内容で最大3回まで 審査はその都度行います。したがって助成が必ず3回認められるとは限りません。	

【注 意】計上できる経費には、金額の上限や団体の法人格の有無による制限があります。

- ・消耗品は1品単価50,000円以内とします。
- ・臨時雇賃金は、法人格を有する団体のみ計上できます。
- ・委託費、臨時雇賃金の合計は、対象経費の1／3以内で計上できます。

なお、本助成金事業は島根県議会での関係予算の成立をもって実施が決定しますことをご了承ください。

申請する前に

申請する事業は事前に電話・メール等でご相談ください。

■事務局は申請書の作成をサポートします。事業については事前にご相談ください。

応募する

- 「しまね環境保全活動助成金申請の手引き」をよくお読みください。
- 申請書はHPからダウンロードできます。
＜エコサポホームページ＞<http://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html>
- 必要書類を事務局へ郵送、またはご持参ください。(12月25日17時必着)

審査と交付の決定

- 審査会（書類審査）の後、結果については文書でお知らせします。
結果の通知は令和3年3月下旬を予定しています。

事業の実施と
概算請求

- 採択された場合、交付決定額の7割を上限に概算請求することができます。
「活動の手引」をよく読み、適切に事業を実施してください。

実績の報告と
精算

- 活動終了後、期限までに実績報告書をご提出ください。
＜提出期限＞令和4年2月末日
- 提出された実績報告書を精査し、確定通知書をお送りしますので、精算払請求書を提出してください。
- 精算払請求書を受理し、およそ2週間で残金を口座へ振り込みます。

お問合せ先

しまねエコライフサポートセンター **エコサポ.しまね**

TEL 0852-67-3262 FAX 0852-67-3787

メール kadowaki@nature-sanbe.jp 担当:門脇

〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね2F）

※くわしくは

 **エコサポしまね**  